

安全な飼料から安全な畜産物を

- 安全な飼料は、安全な畜産物の源です。
- 飼料には安全な畜産物を生産するために、農薬等の管理基準（残留基準）が設けられています。
- 農薬を使用する場合、下記ポイントに留意の上、適正な使用に努めましょう。

- 病虫害予察情報等を活用して、農薬の使用を削減する。
- 雑草は適期防除に努める。
- 稲に適用のある農薬を、ラベルの使用方法を守って使用する。

● 稲発酵粗飼料（稲WCS）

- 稲用に登録されている農薬で、「稲発酵粗飼料生産・給与マニュアル」に掲載されている農薬を使用する。
- 稲発酵粗飼料用稲は収穫が食用稲に比べ1週間から10日早いので、農薬の使用も早める。

● 飼料用米

- 原則として出穂期以降の農薬散布は控える。
- やむえず、出穂期以降に農薬散布を行う場合、もみすりをして玄米で家畜に給与するか、安全性の確認された農薬を使用する。

